

高等学校等就学支援金 受給要件及び必要書類一覧(R8.4～)

区分	該当例	在留期間	支援金の支給	必要書類*1
① 日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	支給対象	—
② 特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	支給対象	・住民票の写し(原本)*2 又は「特別永住者証明書」のコピー
③ 永住者等	永住者:法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	支給対象	・住民票の写し(原本)*2 又は「在留カード」のコピー
	日本人の配偶者等:日本人の配偶者、子、特別養子 永住者の配偶者等:特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月		
④ 定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者(第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等)	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	「将来永住する意思があると認められた者」*2は、支給対象	・住民票の写し(原本)*2 又は「在留カード」のコピー
⑤ 家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	「日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」*3は、支給対象	・住民票の写し(原本)*2 又は「在留カード」のコピー ・小・中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
⑥ 右記の在留資格により在留する者	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動	区分の内容に応じて15日から5年の期間	支給対象外	・住民票の写し(原本)*2 又は「在留カード」のコピー

*1…書類の欄外に受付番号及び生徒氏名を記入して提出してください。

*2…住民票は、令和8年4月1日以降に取得した、国籍・在留資格・在留期間が確認できるものを提出してください。

*3…永住する意思及び就労して定着する意思の有無について、e-Shien 及び申請書様式に確認項目が追加される予定です。